

長期避難における「避難者」の社会的位置づけ

———茨城県を事例として———

茨城大学 原口弥生

1 目的

福島原発事故から6年半が経過し、原発避難をめぐる状況は長期避難の段階に入りつつある。政策的には、2017年3月末の自主避難世帯への住宅支援の終了、同じタイミングで帰還困難区域を除く地域での避難解除が行われ、このまま2018年3月末の精神的賠償の打ち切りへと続く流れが示されている。長期避難を考えた場合、このような制度的支援の終了は、避難者の生活や精神面に直結する問題であると同時に、避難者の社会的位置づけを大きく変えるものである。制度的支援の存在は、原発避難の諸問題の存在の証でもあったが、これらの制度的支援の終了は、「避難者とは誰か」という根幹的な問いに答ええないまま、社会問題としての原発避難の位置づけを大きく変えようとしている。

福島からの県外避難者数は、平成29年5月16日時点で35818人である。この人数は、各都道府県が復興庁に提出した人数がベースとなっている。長期避難を見据えた場合、ますます「避難者とは誰か」が問われることが予想される。ここで問題にするのは、すでに埼玉県で問題になったように、本来含めるべき人が避難者リストに入っていなかったという問題ではなく、「避難者」とされていた人が、行政判断により「避難者」として扱われなくなる問題である。

政府も「避難者とは誰か」を明確には定義しておらず、本人の申し出とされながら、一方では行政判断で「避難者」であるか否かが線引きされ、その結果が復興庁から「全国の避難者等の数」として公表されている。長期避難における様々な課題のうち、行政レベルで「避難者」がどのように定義され運用されているのかを明らかにし、それに伴う課題を指摘する。

2 方法

本研究で用いるデータは、各自治体の避難者支援状況を明らかにするために行った茨城県内市町村アンケート（2014年、2015年、2016年実施、2017年実施予定）、ならびに茨城県内広域避難者アンケート（2012年、2014年、2016年）により得られたものである。本報告は、アンケート結果の分析に加え、支援活動を通じて避難当事者や福島県、茨城県、各市町村などから得た一次情報の分析を通じて得た知見の一部である。

3 結果

広域避難者の人数把握の方法は、受け入れる各都道府県によって、各都道府県が実施している場合と、市町村が行っている場合がある。都道府県の中には、民間団体に業務委託している例がわずかではあるが存在する。茨城県の場合は、各市町村が避難者の人数管理を行っている。「避難者」の定義については、多くの市町村が「本人の申し出がない限り、避難者リストから外すことはしない」、と回答しているが、一部には行政判断で避難者リストから外す市町村も存在した。市町村のなかでも定義が揺らいでおり、原発避難問題の輪郭とも言える「避難者数」が、実態とかけ離れていくことが危惧される。

本研究は、下記の助成金の交付を受けて行った研究成果の一部である。

- ・基盤研究（A）「東日本大震災と日本社会の再建—地震、津波、原発震災の被害とその克服の道」（研究代表：加藤 眞義、2012～2015年度、研究課題番号 24243057）；
- ・基盤研究（C）「災害後の原子力ローカルガバナンスと地域再生に関する国際比較研究」（研究代表：原口 弥生、2016～2018年度、研究課題番号 16K12367）。